

Community Care 地域完結型医療へ 退院後を見据えて治療

地域包括ケアシステムの構築
病院の役割を考えながらサポート体制を整備



看護部長 恩田朋子さん

「皆さんは『2025年問題』を知っていますか。団塊の世代約800万人が75歳以上となり、これまで以上に医療や介護の需要が増加することが見込まれています」

そう話すのは、市立川西病院の恩田朋子看護部長です。「その時期をめぐって現在進められているのが、地域包括ケアシステムの構築。これは、高齢者だけでなく、全ての住民が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れたまちで自分らしく生活を送れるように地域全体でサポートし合う社会システムのことです。当病院でも、地域と連携しながら患者さんをサポートする体制を整えています」

「病院完結型医療」から「地域完結型医療」への転換が進められていると恩田さんは話します。

「必要に応じて入院し、普段は在宅で療養する人が増えていますね。病院は病気を治療する場であり、生活の場ではありません。患者さんもずっと入院しては、気持ちが悪く休まりませんよ。住み慣れた場所で療養ができるよう、最大のバックアップを



したいと考えています」

2年前に設置された「患者支援センター」。入院前から退院後までを総合的にサポートしています。

「高齢者は一つの病気だけでなく、合併症を起こしていることが多いんです。そのため、病気を早期に察知して、治療していかねばなりません。患者支援センターでは、地域医療連携室とも連携。地域のかかりつけ医から紹介を受けて、外来に来た患者さんの情報も事前に把握しています。そうすることで、スムーズに受診や入院ができるようにしているんです。また、退院後も適切な療養生活を続け

たいと考えています」

「高年齢者は一つの病気だけでなく、合併症を起こしていることが多いんです。そのため、病気を早期に察知して、治療していかねばなりません。患者支援センターでは、地域医療連携室とも連携。地域のかかりつけ医から紹介を受けて、外来に来た患者さんの情報も事前に把握しています。そうすることで、スムーズに受診や入院ができるようにしているんです。また、退院後も適切な療養生活を続け



られるよう、訪問看護を積極的に行い、地域の訪問看護ステーションなどへつなぐ役割も担っていきたくと考えています」

地域と連携を深めるため、同病院が中心となり、看護職同士の交流会を開催しています。

「交流会には、川西市と猪名川町、豊能町、能勢町で働く看護師などが参加。看護職同士、ネットワークを作ることで、より適切に患者さんに対応することが出来ます。今後も交流を深め、地域の看護職が一丸となり、患者さんのために何が出来るかを考えていきたいですね」



にんじんしりしり

今晚のおかずにもう一品

おとな子どもも
食と育つ 保健センター
☎(758)4721

レシピ 学校給食栄養担当者会

- 材料(4人分)
まぐろの油漬け(フレーク) …… 1缶(70g²)
ニンジン …… 150g² (中1本)
薄口しょうゆ …… 小さじ1
塩 …… 少々
白コショウ …… 少々
サラダ油 …… 適量
熱量(1人分): 70kcal、塩分: 0.5g²

- 作り方
①ニンジン千切りにする。
②サラダ油でニンジンを炒め、火が通ってからまぐろの油漬けを加えてさらに炒める(必要に応じて油の量は調整する)。
③材料に火が通ったら、塩と白コショウ、薄口しょうゆで味を調える。

一言メモ 「しりしり」は千切りという意味の沖縄の方言で、「にんじんしりしり」は沖縄県の郷土料理です。タマゴを足したり、ソーメンチャンプルの具材として使うなど、いろいろなアレンジができます。

消費生活センターだより 消費生活センター
☎(740)1167

クリーニングトラブル!

出す時、受け取る時は
店と一緒に確認しましょう

- 事例1 購入したての礼服を一度着用後にクリーニングに出した。戻ったスカートの裾にアイロン跡が付いていて、長さも短くなっていった。店に苦情を言うと「手直します」と言われた。元に戻らなかつたら弁償してほしい。(40歳代 女性)
- 事例2 10年前に購入した羽毛布団をインターネットで知った布団洗い専門店に出した。戻った布団の生地の一部が破れて中の羽毛が飛び出していた。苦情を言うと「生地が弱っていた。生地を交換する。半額負担してほしい」と言われた。洗う前に「洗うと破れるかもしれません」と言われていたら出さなかつた。納得できない。(60歳代 女性)

クリーニングに関する相談は、変色、伸縮、紛失などさまざまです。クリーニング業界ではトラブル解決のための「クリーニング事故賠償基準」を作成していますが、独自の基準を設けている店もあるので確認が必要です。

事例1は、アイロン仕上げに問題があり手直しても元に戻らず、店が礼服の代金を弁償しました。事例2は、店が受け付け時の説明不足を認め、事故賠償基準で算定した金額の賠償がありました。クリーニングトラブルは複数の要素が重なって発生することが多く、原因や責任の特定が困難です。また、生地の染色や縫製に問題があることもあり、一概にクリーニングのトラブルとは言えない場合もあります。出す時と受け取る時は汚れやほつれ、破れがないかを店と一緒に確認しましょう。受け取った後は、カビの発生や変色の原因になるので、ビニールカバーを外して暗所で保管しましょう。仕上がりに納得できない時はすぐに申し出ましょう。

人権啓発シリーズ
生きる 人権推進室
☎(740)1150

部落差別解消推進法

偏見や差別意識の解消に向けて
法律の実効性に期待

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が2016年12月9日に国会で可決・成立し、12月16日に施行されました。この法律は「部落差別」を名称に用いた初めてのことで、日本社会に「現在もおお部落差別は存在する」と明記され、部落差別は「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり許されない」と明確に述べられています。

そして国や県、市町村は部落差別の解消に関する施策を講じなければならない責務があるとし、相談体制の充実、人権教育・啓発の推進、部落差別の実態調査という3つの施策を示しています。しかし、この法律には部落差別が起こった場合の規制や罰則などの具体的な規定がなく、また3つの施策のための財源措置が明記されていません。いわば、この法律は理念法と言われるものであり、実効性あるものにするためには、この法律が広く知られ、部落差別の解消を求める声を上げていく必要があります。この法律ができた背景には、今なお解消されない厳しい部落差別の現実があります。

人権教育・啓発の不十分さから、部落に対する偏見や差別意識は解消されていません。また格差社会の深刻化と関係して、部落の生活は厳しさを増しています。さらに近年のネット社会の進行に伴って、ネットには部落の地名や人名を暴露する行為が大きな影を落としています。部落差別は日本の歴史的な過程の中で生み出され、就職や結婚など社会生活のさまざまな場面で差別を受ける社会問題です。日本国憲法に保障された基本的人権を踏まえ、部落差別の解消を推進するために、この法律の実効性が期待されているといえます。

(大阪人権博物館 館長 朝治武)